

2011 年度

地球温暖化対策計画書

1 指定地球温暖化対策事業者の概要

(1) 指定地球温暖化対策事業者及び特定テナント等事業者の氏名

指定地球温暖化対策事業者 又は特定テナント等事業者の別	氏名（法人にあつては名称）
指定地球温暖化対策事業者	内閣官房

(2) 指定地球温暖化対策事業所の概要

事業所の名称		総理大臣官邸				
事業所の所在地		東京都千代田区永田町 2 - 3 - 1				
業種等	事業の業種	分類番号	S97	S_公務...他に分類されるものを除く	国家公務	
		産業分類名	国家公務			
	事業所の種類	主たる用途	事務所			
		建物の延べ面積 (熱供給事業所にあつては熱供給先面積)		前年度末 49,000 m ²	基準年度 49,000 m ²	
		用途別内訳	事務所	前年度末 49,000 m ²	基準年度 49,000 m ²	
			情報通信	前年度末	基準年度	
			放送局	前年度末	基準年度	
			商業	前年度末	基準年度	
			宿泊	前年度末	基準年度	
			教育	前年度末	基準年度	
			医療	前年度末	基準年度	
			文化	前年度末	基準年度	
			物流	前年度末	基準年度	
駐車場	前年度末		基準年度			
工場その他上記以外	前年度末	基準年度				
事業の概要		国家機関 内閣官房は、内閣の補助機関であるとともに、内閣の首長たる内閣総理大臣を直接的に補佐・支援する機関であり、内閣の庶務、内閣の重要施策の企画立案・総合調整、情報の収集を行っている。 平成14年3月総理大臣官邸本館竣工 平成17年3月総理大臣公邸竣工				
敷地面積		46,000 m ²				

平成23年5月改訂版

(3) 担当部署

計画の 担当部署	名 称	総理大臣官邸事務所 設備担当	
	連絡先	電 話 番 号	03-3581-0101
		ファクシミリ番号	
		電子メールアドレス	
公表の 担当部署	名 称	内閣総務官室 調整担当	
	連絡先	電 話 番 号	03-5253-2111
		ファクシミリ番号	
		電子メールアドレス	

(4) 地球温暖化対策計画書の公表方法

公表方法	<input checked="" type="checkbox"/> ホームページで公表	アドレス :	http://www.cas.go.jp
	<input type="checkbox"/> 窓 口 で 閲 覧	閲覧場所 :	
		所在地 :	
		閲覧可能時間	
	<input type="checkbox"/> 冊 子	冊子名 :	
	入手方法 :		
<input type="checkbox"/> そ の 他			

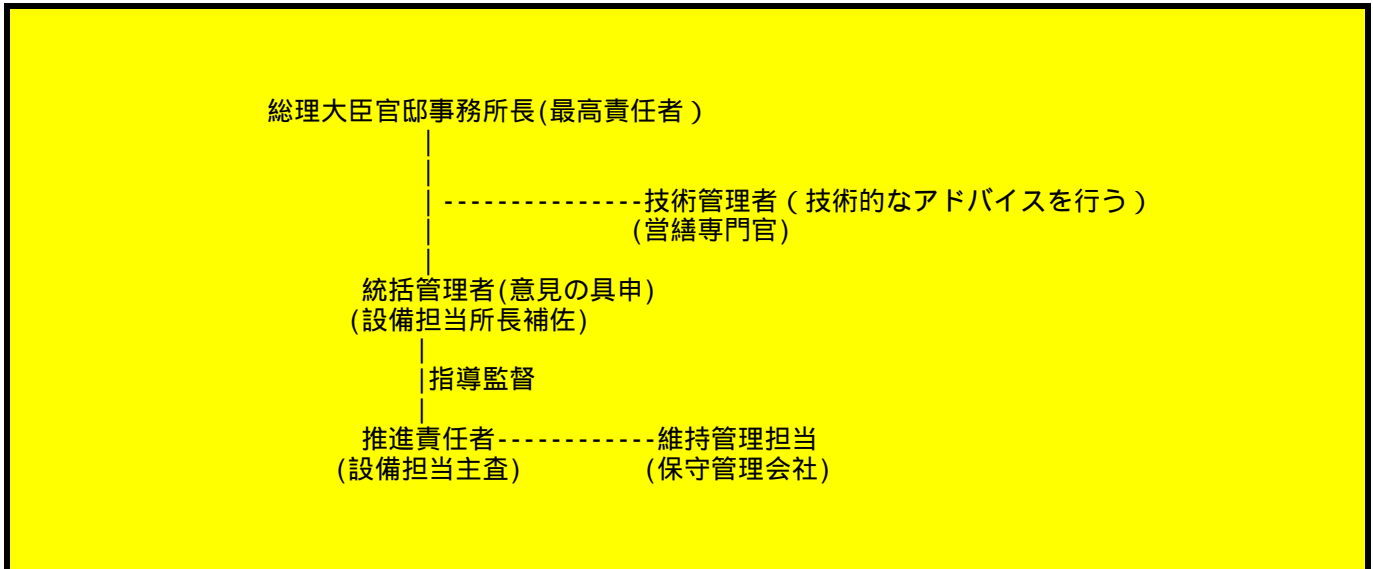
(5) 指定年度等

指定地球温暖化対策事業所	2009	年度	事業所の 使用開始年月日	<input checked="" type="radio"/> 平成18年3月31日以前
特定地球温暖化対策事業所	2009	年度		<input type="radio"/> 平成18年4月1日 以降

2 地球温暖化の対策の推進に関する基本方針

内閣官房では「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成19年3月30日閣議決定）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（平成19年3月30日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）に基づき、「内閣官房及び内閣府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成20年3月28日、内閣総務官決定）を策定した。官邸においては、この計画に基づき地球温暖化対策に積極的に取り組んでいく。

3 地球温暖化の対策の推進体制



4 温室効果ガス排出量の削減目標（自動車に係るものを除く。）

(1) 現在の削減計画期間の削減目標

計画期間	2010 年度から 2014 年度まで			
削減目標	特定温室効果ガス	設備導入等、省エネルギー機器の採用を積極的に実施出来る計画を策定するとともに、エネルギー使用に伴う温室効果ガス排出量を前年比1%以上削減し、計画削減量8%以上の削減を目指す。		
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	当事業所は、雨水再利用設備を設けており、トイレ流水及び灌水設備等に利用している、引き続き職員等に節水を奨励し上水使用量を1%以上削減することを目標とする。		
削減義務の概要	基準排出量	5,620 t(二酸化炭素換算)/年	削減義務率の区分	- 1
	排出上限量(削減義務期間合計)	25,855 t(二酸化炭素換算)	平均削減義務率	8.0%

(2) 次の削減計画期間以降の削減目標

計画期間	2015 年度から 2019 年度まで	
削減目標	特定温室効果ガス	空調設備等の運用対策を適切に行い、エネルギー使用に伴う温室効果ガスの削減を目指す。また、設備機器更新等には高効率機器の導入を図り、基準排出量17%以上の削減を目標とする。
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	現在の削減計画と同様。

5 温室効果ガス排出量（自動車に係るものを除く。）

(1) 温室効果ガス排出量の推移

単位：t（二酸化炭素換算）

		2009 年度	2010 年度	年度	年度	年度
特定温室効果ガス (エネルギー起源CO ₂)		4,680	4,689			
その他ガス	非エネルギー起源 二酸化炭素 (CO ₂)					
	メタン (CH ₄)					
	一酸化二窒素 (N ₂ O)					
	ハイドロフルオロカーボン (HFC)					
	パーフルオロカーボン (PFC)					
	六ふっ化いおう (SF ₆)					
	上水・下水	14	17			
合計		4,694	4,706			

(2) 建物の延べ面積当たりの特定温室効果ガス年度排出量の状況

単位：kg（二酸化炭素換算）/m²・年

		2009 年度	2010 年度	年度	年度	年度
延べ面積当たり 特定温室効果ガス 年度排出量		95.5	95.7			

6 総量削減義務に係る状況（特定地球温暖化対策事業所に該当する場合のみ記載）

(1) 基準排出量の算定方法

<input checked="" type="radio"/> 過去の実績排出量の平均値	基準年度：（ 2005年度・2006年度・2007年度 ）
<input type="radio"/> 排出標準原単位を用いる方法	
<input type="radio"/> その他	算定方法：（ ）

(2) 基準排出量の変更

変更年度	年度	変更理由	
変更年度	年度	変更理由	
変更年度	年度	変更理由	

(3) 削減義務率の区分

削減義務率の区分	- 1
----------	-----

(4) 削減義務期間

2010 年度から	2014 年度まで
-----------	-----------

(5) 優良特定地球温暖化対策事業所の認定

	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度
特に優れた事業所への認定					
極めて優れた事業所への認定					

(6) 年度ごとの状況

単位：t（二酸化炭素換算）

		2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	削減義務期間合計
決定及び予定の量	基準排出量 (A)	5,620	5,620	5,620	5,620	5,620	28,100
	削減義務率 (B)	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	
	排出上限量 (C = A-D)						25,855
	削減義務量 (D = (A × B))						2,245
実績	特定温室効果ガス排出量(E)	4,689					4,689
	排出削減量 (F = A - E)	931					931

(7) 特定温室効果ガスの排出量の増減に影響を及ぼす要因の分析

空調温度の適正な管理、各所ポンプ等搬送機器の運転時間の削減等、省エネルギー対策を実施したことで特定温室効果ガスの排出量が減少した。

7 温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画及び実施状況（自動車に係るものを除く。）

対策 No	対策の区分		対策の名称	実施時期	備考
	区分 番号	区分名称			
1	130100	13_空気調和の管理	外調機の間欠運転	2010年度	
2	130300	13_換気設備の運転管理	駐車場排気ファン間欠運転	2010年度	
3	140200	14_給排水設備の管理	循環式水景設備の運転時間の短縮	2010年度	
4	170300	17_新エネルギー	太陽光発電設備の導入	2010年度	
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

8 事業者として実施した対策の内容及び対策実施状況に関する自己評価（自動車に係るものを除く。）

当事業所では、下記のような省エネルギー対策等を実施したことにより特定温室効果ガスを削減した。
更に、職員等に対しても省エネ意識の向上を図り、着実に効果が表れている。

主な省エネの取組

- 冷暖房の適正な温度管理
- 昼休み時間の消灯の徹底
- 省エネルギー機器の導入
- 新エネルギーの有効利用
- 空調に係るエネルギー使用量の抑制
- 水の有効利用
- 職員に対する省エネの啓発活動

9 自動車に係る地球温暖化の対策

(1) 自動車を自ら使用する場合の地球温暖化の対策

対策内容	自動車環境管理計画書対象事業者
------	-----------------

(2) 他者の自動車を利用する場合の地球温暖化の対策

ア 基本方針

基本方針	
------	--

イ 他者の自動車を利用する場合の地球温暖化の対策

		取組状況			
		実施中	今後実施	検討中	実施しない 該当しない
<input type="checkbox"/> 自らの貨物等の搬入のため他者の自動車を利用しているとき。 <input type="checkbox"/> 施設利用者等の貨物等の搬入等のため指定地球温暖化対策事業者以外の者の自動車を利用しているとき。					
低公害・低燃費車等の利用割合の向上	低公害・低燃費車の利用割合の向上				
低公害・低燃費車等の利用割合の向上	環境負荷の大きな自動車の利用抑制				
物流効率化の推進による交通量の抑制					
エコドライブの推進					
体制の整備					
貨物輸送以外の自動車交通量対策					
事業所に搬入される貨物等1トンキロ当たりの二酸化炭素(CO ₂)排出量					
			kg / t · km		